

大阪市監査委員	足 高 将 司
同	広 岡 一 光
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

### 住民監査請求について（通知）

平成 20 年 11 月 12 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

住吉川連合地域振興町会（会長）は、地区の南側境界に位置する住吉川右岸の河川敷の整備（清掃・除草）のため河川愛護会を独断で申請し、建設局の助成金を年間 30 万円受給してきた。しかし、実際の河川敷の清掃・除草は、数年前までは地域の町会長をはじめ住民らがボランティアとして実施してきたが、「河川愛護会」の実態も助成金の存在も誰も知らなかった。しかも、市への助成金受給書類には、平成 18 年度から全く無断で一部町会長や町会役員らの氏名が愛護会役員として登録されていることがこのたび発覚した。

また、これまで河川の清掃・除草作業にボランティアとして参加してきた、河川隣接の町会会長らは、平成 19 年度は清掃・除草が行われていないことを証言している。平成 20 年度もまた氏名を無断使用して愛護会の助成金申請が行われている。所管の建設局・南工営所担当者らは、ずさんな助成金交付を行い、書類審査をはじめ現場の履行確認を行わず、河川愛護団体助成金交付要綱に反して交付された助成金の取消・返還請求等是正を怠っている。

違法不当に交付された助成金は市の損害であり、市に返還される必要がある。また、市長は住吉川河川愛護会会長の不当利得返還請求権を行使し、市の損害を回復する必要がある。所管の建設局・南工営所は、送付される履行届を確認することになってい

るが、要綱どおりに行われているかの確認を怠り、河川愛護会会長の虚偽申請や実績報告に騙されてきた。監査委員は、市長に対し、助成金交付を取消し、違法不当に交付された助成金の返還及び河川愛護会会長の不当利得返還を求め、関係者らに必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。なお、返還請求額は少なくとも文書保存期限の5年間分及び会長が通帳口座を会長名義に変更した平成15年度以降の5年分150万円及び加算金となる。

## 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

本件請求は、平成15～19年度の住吉川河川愛護会（以下「当該団体」という。）に係る河川愛護団体助成金について、本市職員等による杜撰な書類審査や現場確認の不履行等、助成金交付要綱に違反するなど違法不当な交付決定があったとしてなされたものと解される。

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求は、当該行為から1年を経過した場合には、正当な理由がない限り行うことができず、正当な理由については、秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。

しかしながら、本件請求のうち平成18年度以前分については、交付決定から既に1年を経過し、請求人は、期間徒過の正当理由について何ら主張してはいないものの、当該交付決定は公然となされ、情報公開請求等によれば、交付決定の時点で監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されることから、期間徒過に正当な理由があるとは認められない。

また、住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

しかしながら、請求人は、平成19年度分について、本市職員等に現場確認の不履行の違法不当性がある旨主張するものと解されるが、事実証明書からすれば、本市職員等が交付決定に当たって確認し市長に提出した当該団体の活動実績報告の内容は、当該団体が年度当初市長に提出した年間活動予定表の内容とは明らかに異なり、本市職員等が予定を引き写したり、予定を鵜呑みにしたなどの一般的にみて不履行をうかがわせる事

情は見受けられず、そのほかに、この点について請求人の主張を根拠づけるものはない。また、請求人は、19年度について、清掃、除草作業が行われていないとする河川隣接町会の会長らの証言がある旨主張するが、それらを証する事実証明書の添付はない。

さらに、請求人は、一部の役員について本人了解を得ないまま河川愛護団体役員名簿が提出されていたことを問題としているが、それらは今般発覚し、主として当該団体内部の問題であっても、本市職員等は、それらの事実を交付決定時において一般的には知り得る立場にはないのであるから、そのことだけで交付決定行為の違法不当性を主張するものと解することはできず、この点について、そのほかの主張もない。

そうすると、実質的に見て、本件請求は、本市職員等による交付決定行為の違法不当についての具体的な主張も、それらを証する書面の添付も欠くものであって、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。